

## 健康保険組合ならびに事業主が共同で実施する 健康診査事業の公表について

日本ヒューレット・パッカー健康保険組合  
理事長 鶴田 義朗

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。日本ヒューレット・パッカー健康保険組合（以下、当組合という。）では、健康診査事業を事業主と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

### 事業主との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（社員）の健康管理を考える上で効率的、効果的である為、事業主とともに、以下の事業を共同実施します。

### 健康診査事業

(1) 共同利用する個人データ項目について  
被保険者（社員）の健診データ

(2) 健診データを共同利用する者の範囲について  
事業主健康管理部門  
日本ヒューレット・パッカー健康保険組合

(3) 健診データを共同利用する者の利用目的について  
事業主健康管理部門においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく、労働者が健康な日常生活を送れるように、日本ヒューレット・パッカー健康保険組合とともに、健康の保持・増進に努めます。

具体的な健診データの利用については、事業主の健康管理部門において当該データを適切に管理・保存し、産業医による判定および指示に基づき、保健師等による健康相談や健康指導を実施するために利用します。

当組合においては、健康保険法第 150 条の趣旨に則り、特定保健指導の対象者リストおよ

び保健指導参加実績を事業主へ提供し、当組合が実施する各種保健事業・プログラムへの参加勧奨等について協力を得るものとします。事業主の健康管理部門と連携し、被保険者の健康の保持・増進を目的として利用します。

- (4) 健診データの管理責任者名（もしくは名称）について
  - (事業主) 健康管理部門責任者
  - (当組合) 常務理事